

令和8年度 松戸市中小企業振興資金利子補給金 申請可否チャート

●松戸市の利子補給金の申請ができるか確認するチャートになります。

★スタート

○対象者
松戸市内の事業者ですか？
(法人)本店登記が松戸市
(個人)住民票住所、事業所両方が松戸

松戸市に本店登記
をしています！

はい

いいえ

(法人)市内に支店があっても
本店登記が市外の場合は対象外です
支店登記が松戸市内でも対象外となります
(個人)住民票が市内でも事業所が市外、または
事業所が市内でも、市外に住民票を置いている
場合は対象外です

松戸市へ利子補給申請時に
証明書の交付を受けていなければ
対象外です。

※融資実行後に証明書の交付を
受けた場合は対象となります



○融資の期間・利子の支払い
償還期間が3年(36回払い)以上の融資
を借りていますか？
また、初回の利子支払日がR5/1/1以降で
今年(R8/1/1~12/31)
の間に利子を支払っていますか？

返済期間5年間で
す

はい

いいえ

3年未満(36回未満)の短期の融資は
対象外となります。
また、R4年以前に初回の利子を支払
った融資や今年利子を払っていない
場合も対象外です

セーフティネット資金、銀行独自のローン
感染症・物価高等対応伴走支援資金、
一般貸付等の、対象としていない融資は
補給対象外となります。

いいえ：創業系の融資だが証明書の交付を受けていない

経営安定関連保証が付されている
市町村認定枠の場合が対象外です

いいえ
経営安定関連保証
が付されている

○対象融資
下記の対象融資を借りていますか？
(千葉県制度融資)
事業資金/小規模事業資金/挑戦資金
事業承継資金
ちばSDGsパートナー支援資金
事業承継特別資金/事業継続強化資金

※創業資金
※経営力強化資金
(日本政策金融公庫)
マル経融資
コロナマル経(国の利子補給を受けていない)
※創業関連融資

信用保証書を見たら
事業資金と記載されています！

はい

※がついてい
ない資金を借
りている

※がついている資金
を借りている

○創業系融資を借りている場合
千葉県制度融資 創業資金
日本政策金融公庫 創業関連融資
を借りている場合、
「特定創業支援等事業」の証明書
の交付を受けていますか？

はい
特定創業支援の
証明書の交付を
受けている

○経営力強化資金を借りている場合
R5/3/31以前に実行された「経営力強化保証」が付された資金、
もしくはR6/8/9以降に実行された「普通保証」が付された資金(一般枠)
ですか？

はい
経営力強化保証
or
普通保証

○対象外要件
下記にはすべて非該当ですか？
①松戸市税を滞納していない
②融資を30日以上延滞していない
③代位弁済をしていない
④市外移転していない
⑤廃業していない

どれも当てはまらない
ですね！

はい

申請可能

申請できる場合は
QA等を確認の上、
期限内に申請しま
しょう！